

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2013.8. Vol.42

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『取引先信用金庫職員様個人から依頼を受けた遺産整理業務案件』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『当事務所の遺産整理業務のサポート内容』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート◎

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中↓

刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

糖質制限ダイエットを始めて1ヵ月半が経ちました。

その後も順調に体重は落ちており、現在、ピーク時から4kg落ちました。もうこうなってくると、毎朝体重計に乗るのが楽しみになってきます。食事の内容についても、今では食べたいものを我慢するというより、自然に糖質制限食を選んで食べるようになりました。

もっとも今の私の体は、単に無駄な脂肪が落ちただけ。健康的にやせるためには、やはり運動も同時にやらないと……ということで、現在、通販のルームランナーを物色中です。(笑)

この調子で、仕事と同様、体質改善も頑張りたいと思います！

★ぜひ営業店の皆様でご利用ください。

<サポート事例>

『取引先信用金庫職員様個人から依頼を受けた遺産整理業務案件』

今回は、取引先信用金庫職員様個人から依頼を受けた遺産整理業務案件をご紹介します。

前職時代から仕事を通じて大変お世話になっている取引先信用金庫のK支店長。今回、ご自身のお父様のご相続が発生されたとのことで、個人的に、遺産整理業務のご依頼をいただきました。

当事務所では、遺産整理受任者として複数の金融機関の預金解約手続きをお手伝いさせていただいたほか、相続税の試算を含む税務上のアドバイスについてはパートナー税理士と連携、ご自宅の相続登記についてはパートナー司法書士と連携し

、トータルで相続手続きをサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「トータルの相談できる人が必要でした」(遺産整理業務 大田区 信用金庫 支店長 C.K様 53歳)

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

父の相続が発生して、相続税がかかるかどうか心配でした。自宅は母が相続するより、直接自分が相続した方が将来的に余分なお金がかからな

つづき↓

＜サポート事例＞

いだろうと考えていましたが、配偶者の税額軽減との関係ではどうなるのか？自分でも本を読んで、小規模（宅地等の特例）が使えることは分かっていた。その場合でも、申告がいるとは知らなかったのですが……。

——何が決め手となって、業務を依頼したのですか？

前から家のことで何かあったら銚立さんに相談しようと思っていました。昔から仕事の関係でよく知っていますし。今回は不動産が絡みますし、これからのこともありますので、トータル的に相談できる人が必要でした。銚立さんなら、知り合いの専門家をとりまとめて全部やってくれると思いました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

登記もお任せできましたし、銀行関係も弟と回ってもらい助かりました。おかげさまで、預金の移行も全て終了。税理士の中村先生にもわざわざ店まで来ていただいて詳しい説明を受けました。銀行の貸金庫の事務手続きも終了、また昨年分の父の準確定申告も終了しています。

仕事の合間を見ながらやってきましたが、ここまてたどり着いて、ホッとしています。順調に進められたのは、銚立さんのおかげです。本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。

＜相談業務引き出しメモ＞

『当事務所の遺産整理業務のサポート内容』

当事務所が委任を受けて行う遺産整理業務のサポート内容は、以下の通りです。

1. 不動産・預貯金・有価証券・債務等の相続財産の調査、及び、公的書類等の取得・収集
2. 遺産分割協議書の作成、及び、遺産分割手続きの実施、並びに、その他各種書類の作成
3. 遺言執行者への就任
4. 官公署に提出する各種申請書類等の作成、並びに、申請、届出手続き等の代理
5. 委任業務の遂行上必要となる税理士・司法書士

等の各種専門家の手配

以上の業務内容は、概ね各信託銀行による遺産整理業務の内容をカバーしています。

ポイントは、税務・登記などもサポートする点と、相続人間の遺産分割協議の調整、預貯金・有価証券等の解約・払い戻し手続きなど、遺産分割の実施までをサポートする点です。

また、当事務所の併設法人 Change & Revival 株式会社では、相続手続き実施後の不動産の処分・活用等、財産コンサルティングを行っております。ぜひ顧客相談の対応にお役立てください。

＜編集後記＞

今年に入って積極的に進めている設備投資。今月、ようやく営業車の導入にこぎつけました。（もちろん、5年間の借入れです。）仕事で車に乗るのは、確か新卒で働いていたインテリアショップ勤務時代以来で、実に10数年ぶり。いやはや楽しみです。バイクも今まで通り活用しますが、車とバイクをうまく組み合わせながら顧客サービスの向上を目指したいと思います。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一郎事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

Change&Revival 株式会社

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立 事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』

無料進呈中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせ頂けますと幸いです。